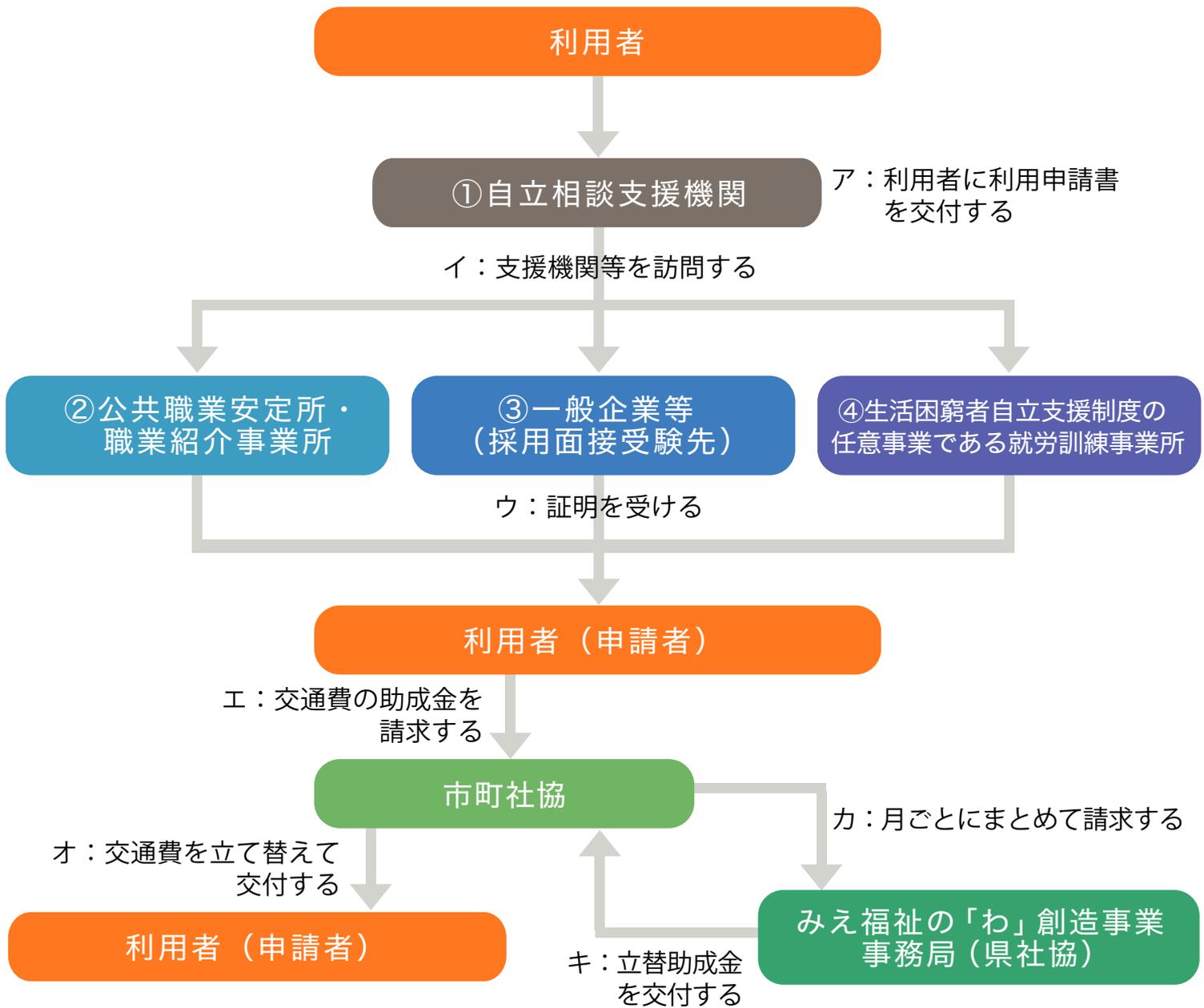


<生活困窮者就労活動支援事業にかかる手続きの流れ>



ア：利用申請書を渡し、本事業について説明する。

イ：支援機関等を訪問する。

ウ：それぞれの支援機関等で訪問したことの証明を受ける。

エ：交通費の助成金を請求する。

オ：交通費の助成金を立て替えて交付する。

カ：月ごとにまとめて請求する。

キ：確認次第、立替助成金を交付する。